

## 弊社とK株式会社との裁判の結果について

弊社カガワケミカル株式会社は、代表者香川映二が開発した高機能性樹脂（EY-RESINシリーズ）について、K株式会社（以下「K社」と記します）に対し、合成法の使用許諾契約を締結し、K社から技術料の支払いを受けておりました。

ところが、K社は、取引先からの注文がなくなったとして、技術料の支払いを行うことなく、弊社に無断で、EY-RESINシリーズ製品を販売していたことが発覚しました。更に生産地変更の4M申請をユーザーに報告することなく、契約以外の他社での製造をしていたことも判明いたしました。

そこで、弊社は、平成24年8月、K社に対し未払技術料の支払いを求める訴訟を提起し（大阪地裁平成24年（ワ）第8492号）、大阪地裁は、平成27年7月27日、K社の技術料未払を認め、約3758万円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決を下しました（詳しくは次の項目の判決）。

K社はこの判決を不服として控訴しましたが、平成28年2月8日、大阪高裁において、EY-RESINシリーズ製品の権利を弊社が有することを確認するとともに、K社から弊社に対して解決金を支払う旨の和解が成立し（平成27年（ネ）第2595号）、紛争は解決にいたりました。

弊社といたしましては、自ら研究開発した成果を保護するとともに、知的財産権を侵害するものに対して、断固たる措置をとる所存です。

そのうえで、今後も、お客様からの要望に応じた機能性材料分野において新たな製品をご提供できるよう、鋭意、研究開発に努めて参りますので、これまでと変わらぬお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

弊社は下記の商流を採用し、開発権者の知的財産及び商流に係る企業の権利を守る。

